

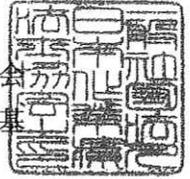
日作協発第 723 号

2023 年 1 月 24 日

厚生労働省

加藤 勝信 殿

一般社団法人 日本作業療法士協会
会長 中村 春基



次期国民健康づくり運動プラン（令和 6 年度開始）についての要望

現在、令和 6 年度開始に向けて検討されている、次期国民健康づくり運動プラン案について、精神医療やメンタルヘルスに携わる専門職として意見を申し上げます。

次期プランのビジョン案として「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」が示されています。「健やか」で「心豊かな」生活を送るためには、身体だけではなくこころの健康の必要性は言うまでもありません。身体の状態とこころが相互に強く関係していること、こころの健康は「生活の質」に大きく影響していることから、平成 12～24 年度の健康日本 21 においても、平成 25 年度からの第二次プランにおいても、こころの健康はひとつの柱として位置づけられてきました。しかし、現在示されている次期プラン案では、こころの健康に関連する事項が小項目に 3 つあるのみで、中位のカテゴリーに位置づけられていません。また、世界の先進国のうち日本の自殺率は最も高く、さらにコロナ禍で女性や若者の自殺が増加しているにも関わらず、「自殺者の減少」は小項目からも削除されています。

2022 年度から高校の学習指導要領が改訂され、保健体育の授業で「精神疾患の予防と回復」が教えられるようになりました。また、今般の精神保健福祉法改正では、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援の対象者が、精神障害者に加え、日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱える者にまで広がりました。国民一人一人に対してメンタルヘルスの重要性が教育され、各自治体においても支援体制の充実が図られる一方で、各自治体が指標とする健康日本 21 に「こころの健康」が位置づけられないことは、メンタルヘルスへの取り組みを後退させかねないと危惧します。

若年層で発症しやすく、生涯有病率は約 5 人に 1 人となる精神疾患は、国民にとって身近で重大な課題です。国民全体の課題として、精神保健に対し各自治体での取り組みが推進されるよう、以下について強く希望いたします。

記

- ・次期プランにおいても引き続き、中位項目に「こころの健康」を位置づけてください
- ・小項目の「自殺者の減少」を削除しないでください

以上